

議案第 17 号

日出町営土地改良事業分担金徴収条例及び日出町県営土地改良事業
分担金徴収条例の一部改正について

日出町営土地改良事業分担金徴収条例及び日出町県営土地改良事業分担金徴
収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町営土地改良事業分担金徴収条例及び日出町県営土地改良事業
分担金徴収条例の一部を改正する条例

(日出町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第 1 条 日出町営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 56 年日出町条例第 22
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町営土地改良事業分担金等徴収条例

第 1 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条並びに」を
削り、「第 96 条の 4」を「第 96 条の 4 第 1 項」に、「第 36 条」を「第 3
6 条第 1 項」に改め、「分担金」の次に「及び法第 96 条の 4 第 1 項において
準用する法第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づいて徴収する特別徴収金」を加
える。

第 2 条の見出し中「分担金」の次に「及び特別徴収金」に改め、同条第 1

項中「次に掲げる事業」を「町営土地改良事業」に、「当該事業」を「当該町営土地改良事業」に改め、「(町営土地改良事業にあつては、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者)」を削り、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 町は、町営土地改良事業のうち別に町長が指定する町営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示された時は、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前に大分県知事が指定する場合にあつては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に、その資格に係る土地を当該町営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

第3条の見出し中「分担金」の次に「及び特別徴収金」を加え、同条中「前条」を「前条第1項」に改め、「得られる額」の次に「(その額が1,000円以上である場合で、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、その額が1,000円未満である場合で100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の特別徴収金の額は、当該町営土地改良事業に要する費用の額のうち当該土地に係る部分の額から、前条第1項の規定により徴収する分担金の額を差し引いて得た額とする。

第4条の見出し中「分担金」の次に「及び特別徴収金」を加え、同条中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「分担金」の次に「及び同条第2項の規定により徴収する特別徴収金」を加える。

第5条を削る。

第6条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49条」を「第87条の4の規定による緊急耐震工事計画及び法第96条の4第1項において準用する第87条の5」に、「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「徴収延期」を「徴収猶予」に改め、同条中「第2条」を「第2条第1項」に、「延期する」を「猶予する」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第8条中「詐偽」を「詐欺」に、「する額」を「する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（督促手数料）

第7条 町長は、分担金又は特別徴収金を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 町長は、前項の規定により督促をした場合は、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。

（延滞金）

第8条 町長は、前条第1項の規定により督促したときは、当該分担金又は特別徴収金の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収について必要な事項は、規則で定める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(条例の廃止)」を付し、附則に次の2項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表において「工事費」とは、本工事費、用地費及び補償費をいう。

(日出町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 日出町県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和56年日出町条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条中「及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条」を削り、「第91条の2第1項」の次に「及び第6項」を加える。

第2条第1項中「より県営土地改良事業」を「より、県営土地改良事業(法第87条の3第1項の規定により大分県が行う県営土地改良事業を除く。以

下この項及び次項において同じ。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 町は、法第91条の2第1項の規定により、県営土地改良事業のうち別に大分県知事が指定するものの施行に係る地域内の土地が法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示された時は、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過するまでの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該受益者から特別徴収金を徴収することができる。

第2条に次の1項を加える。

3 町は、法第91条の2第6項の規定により、法第87条の3第1項の規定により大分県が行う土地改良事業（以下この項において「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過するまでの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するときは、当該受益者から、特別徴収金を徴収することができる。

第3条第3項を次のように改める。

3 前条第2項の特別徴収金の額は、当該県営土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第2項又は第6項の規定により町が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る

地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該県営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して町長が別に定める割合を乗じて得た額を限度として、町長が定める。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前条第3項の特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により町が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して町長が別に定める割合を乗じて得た額を限度として、町長が定める。

第4条の見出し中「分担金」の次に「及び特別徴収金」を加え、「徴収延期」を「徴収猶予」に改め、同条中「第3条」を「第2条第1項」に、「延期する」を「猶予する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 町長は、第2条第2項又は第3項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が大分県知事の指定する面積を超えない場合その他大分県知事が特に法第91条第6項の規定による負担金を納付する必要がないものとして認めたときは、当該特別徴収金を免除することができる。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(督促手数料)

第5条 町長は、分担金又は特別徴収金を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により督促をした場合は、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第6条 町長は、前条第1項の規定により督促したときは、当該分担金又は特別徴収金の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して

徴収するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

別表に備考として、次のように加える。

備考 この表において「工事費」とは、本工事費、用地費及び補償費をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(日出町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の日出町営土地改良事業分担金等徴収条例の規

定は、この条例の施行の日以後に着工した町営土地改良事業について適用し、同日前に着工した町営土地改良事業については、なお従前の例による。

(日出町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に着工した県営土地改良事業について適用し、同日前に着工した県営土地改良事業については、なお従前の例による。

理 由

土地改良法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。